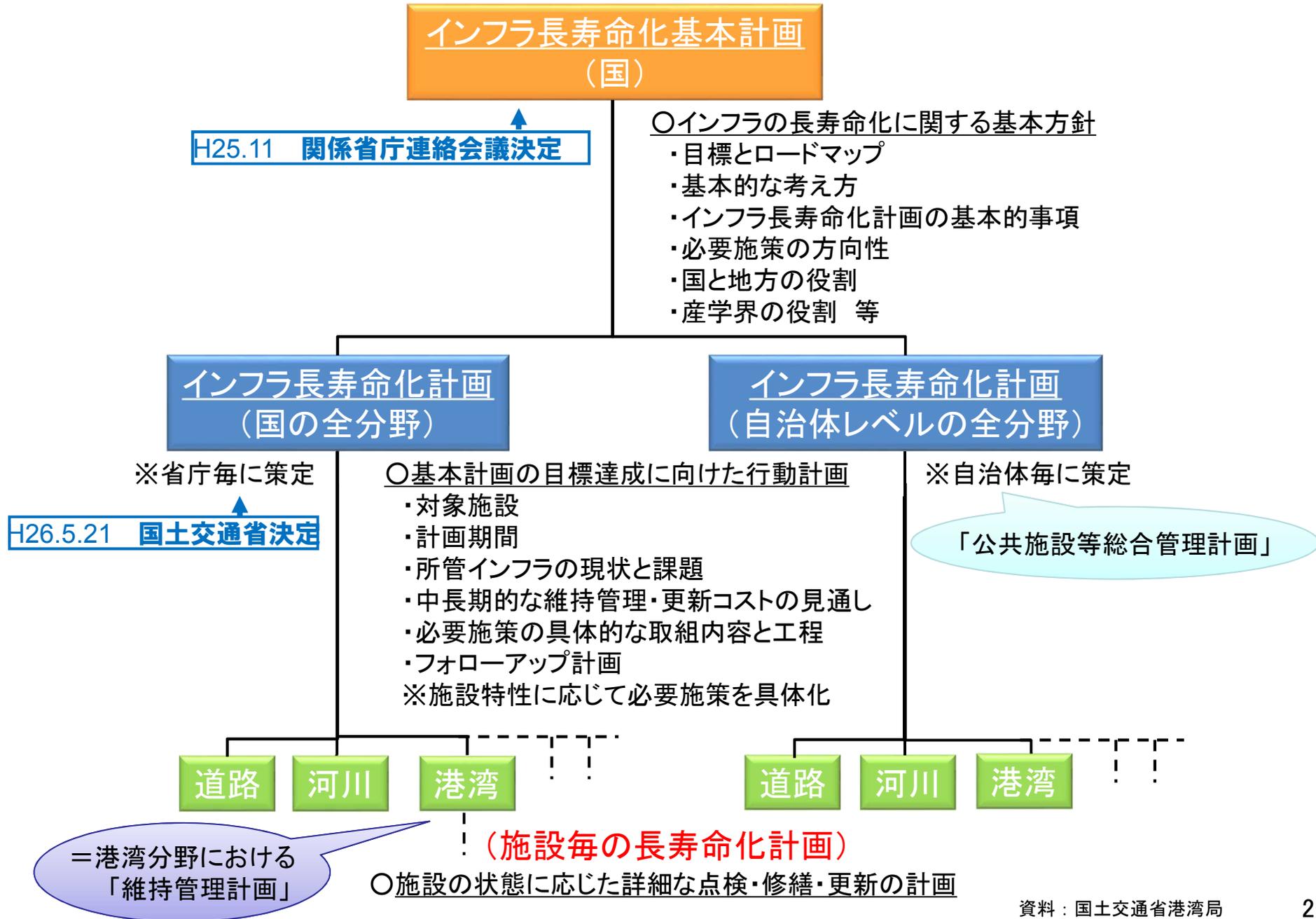


既存のガイドライン運用上の課題の整理

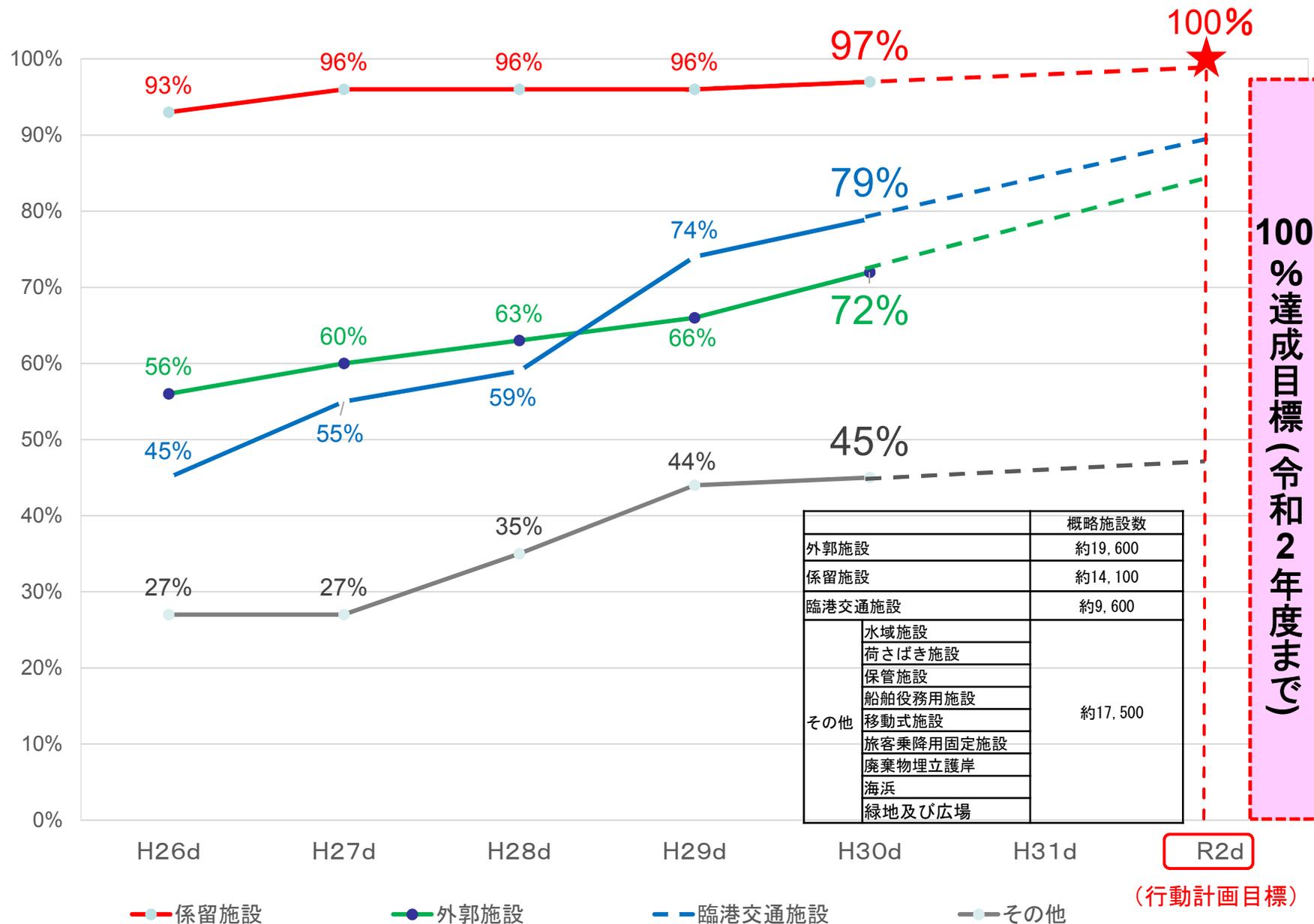
令和元年11月6日

国土交通省 技術企画課

(1) 行動計画の目標に関する現状と課題

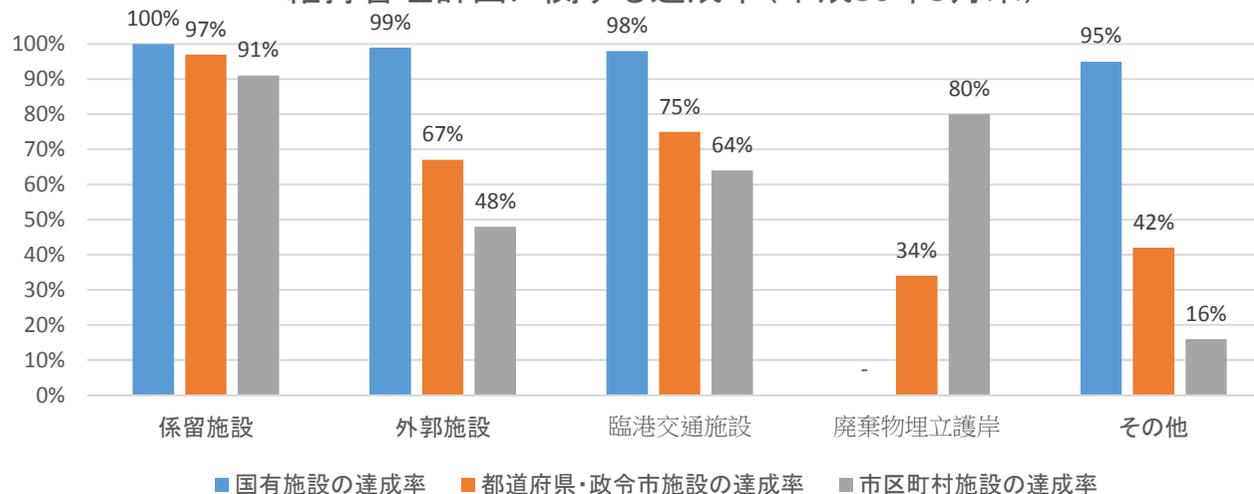


維持管理計画策定状況と推計



維持管理計画に関する達成状況

維持管理計画に関する達成率(平成30年3月末)



【維持管理計画策定に関する達成率の特徴】

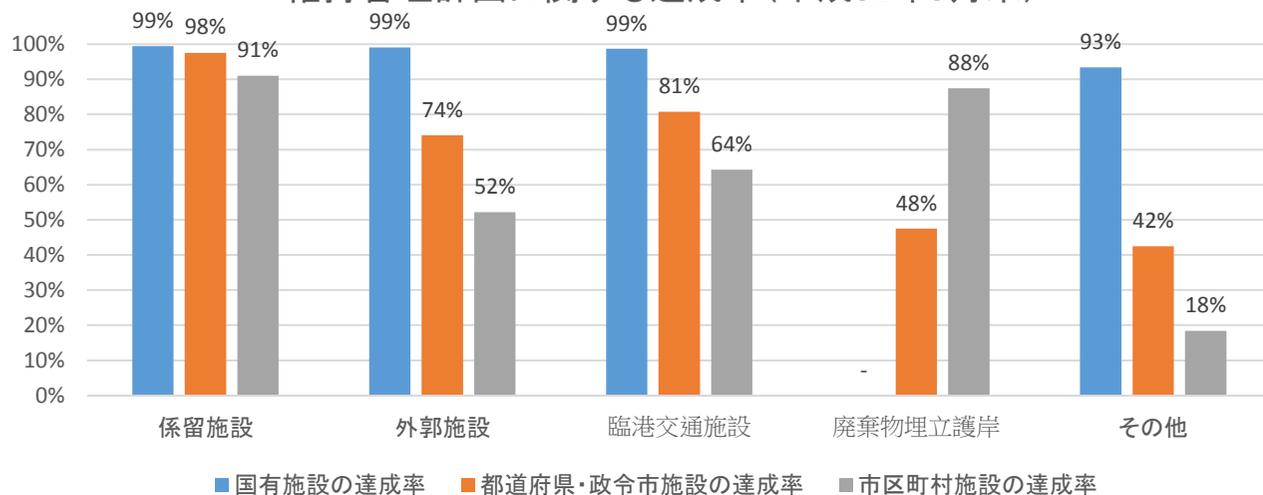
○平成31年3月末の国有施設の達成率は93～99%である。一方、都道府県・政令市施設の達成率は42～98%、市区町村施設の達成率は18～91%であり、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに達成率の幅は大振れ。

○都道府県・政令市施設の達成率の高い施設は「係留施設」「臨港交通施設」。達成率の低い施設は「廃棄物埋立護岸」「その他」「外郭施設」。

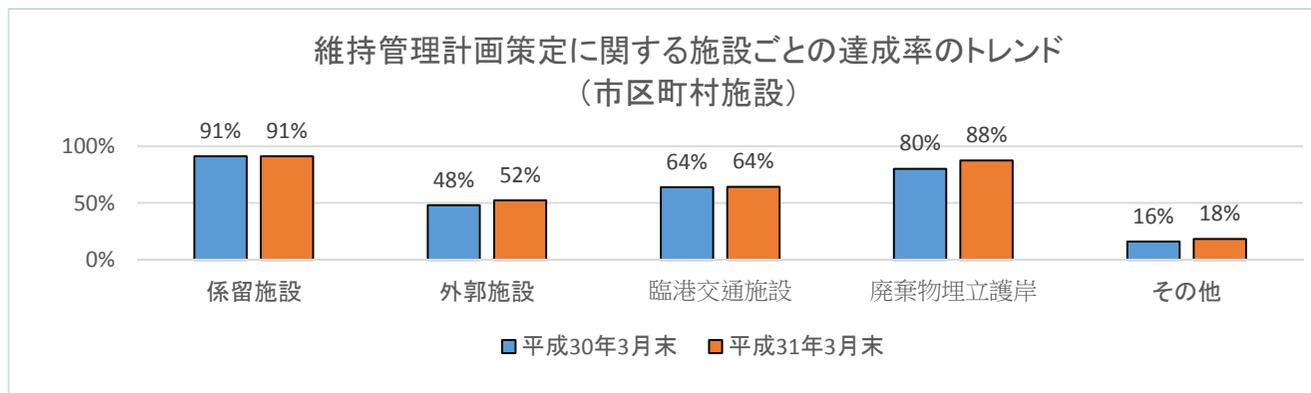
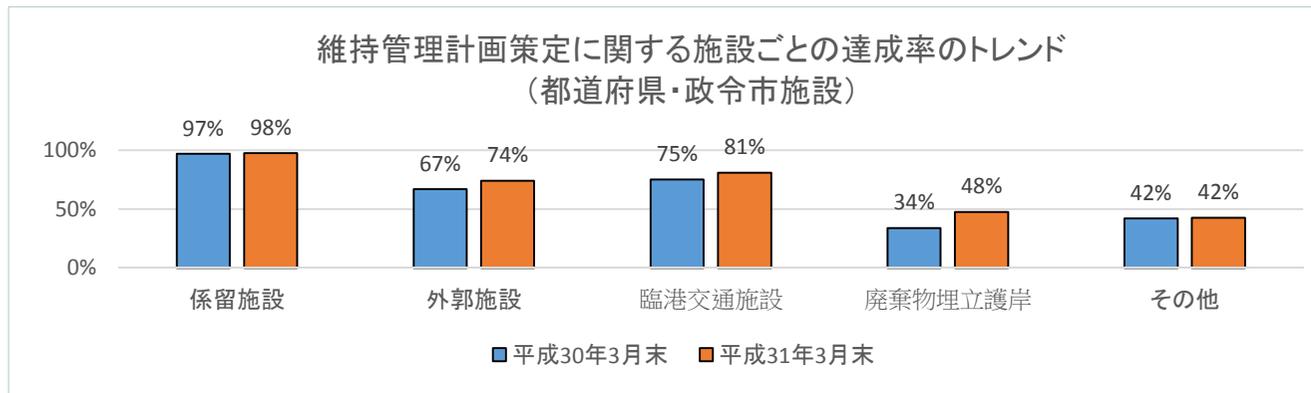
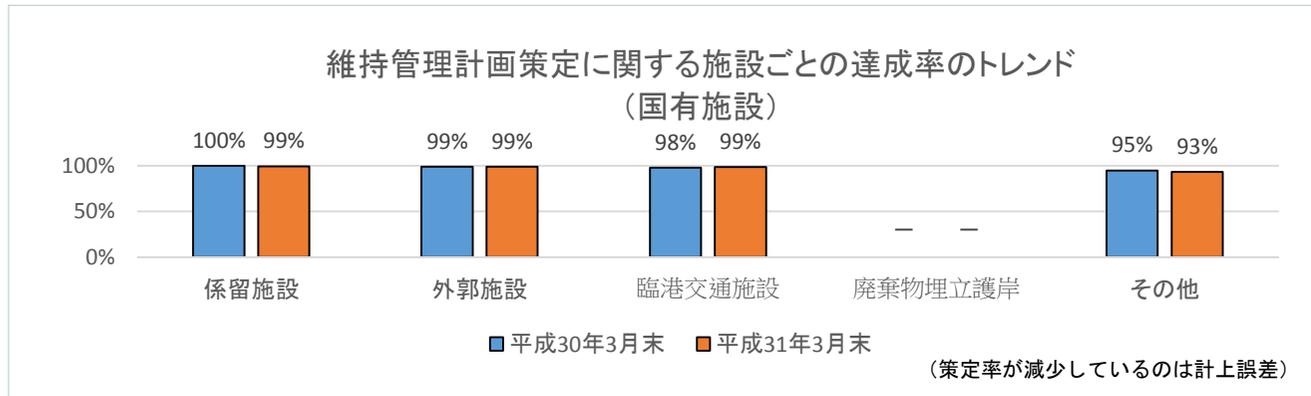
○市区町村施設の達成率の高い施設は「係留施設」「廃棄物埋立護岸」「臨港交通施設」。達成率の低い施設は「その他」「外郭施設」。これらの施設については、改善への取組みがさらに必要。

○平成30年3月末と翌年の達成率を比べると、都道府県・政令市施設及び市区町村にやや改善がみられ、取組みの成果を確認。

維持管理計画に関する達成率(平成31年3月末)



維持管理計画策定に関する施設ごとの達成率のトレンド



【維持管理計画策定に関する達成率トレンドの特徴】

○国有施設の達成率のトレンドは「係留施設」「外郭施設」「臨港交通施設」「その他」各施設ともに横這い。

○都道府県・政令市施設達成の達成率のトレンドは「外郭施設」「廃棄物埋立護岸」「係留施設」「外郭施設」「臨港交通施設」「臨港交通施設」で改善傾向。「その他」「係留施設」は横這い。

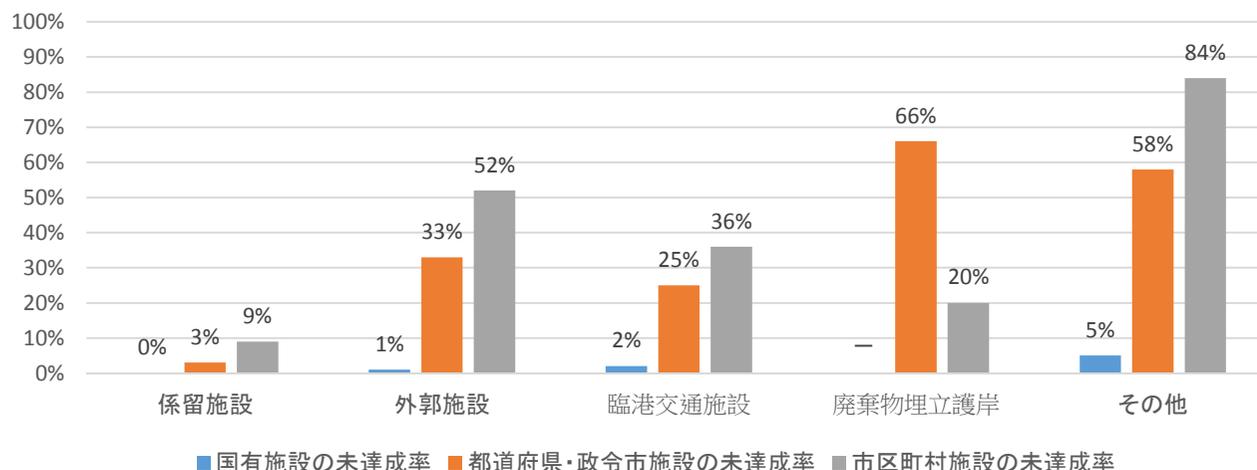
○市区町村施設の達成率のトレンドは「廃棄物埋立護岸」「外郭施設」「その他」で改善傾向。「係留施設」「臨港交通施設」で横這い。

○「その他」の達成率の内、都道府県・政令市施設達成は低位で横這い、市区町村施設は低位で改善傾向。

○「外郭施設」の達成率の内、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに中位で改善傾向。

維持管理計画策定に関する未達成状況

維持管理計画に関する未達成率(平成30年3月末)



【維持管理計画策定に関する未達成率の特徴】

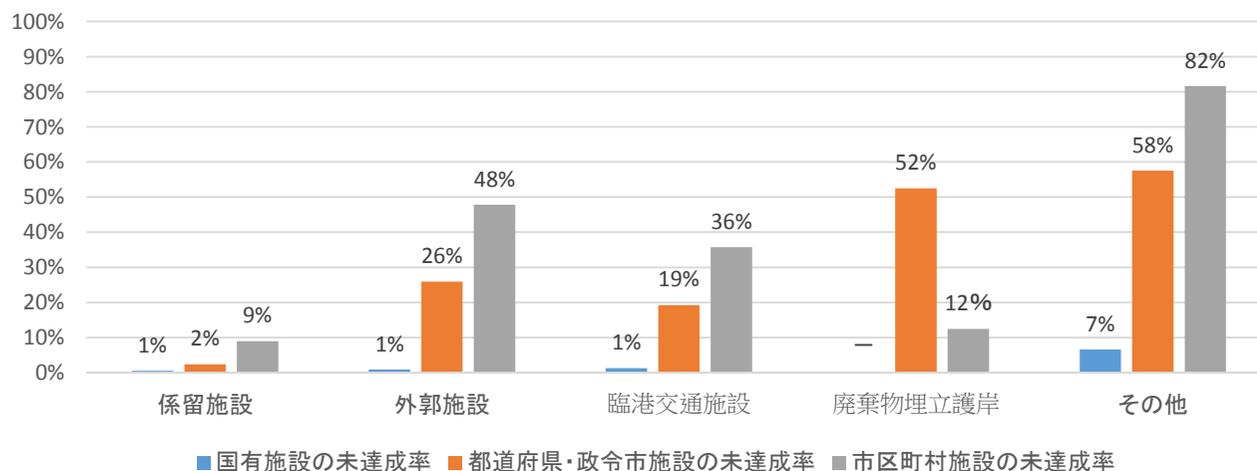
○平成31年3月末の国有施設の未達成率は1～7%。都道府県・政令市施設の達成率は2～58%、市区町村施設の達成率は9～82%であり、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに達成率の幅は大振り。

○都道府県・政令市施設の未達成率の高い施設は「その他」「廃棄物埋立護岸」「外郭施設」。これらの施設については、改善への取り組みがさらに必要。

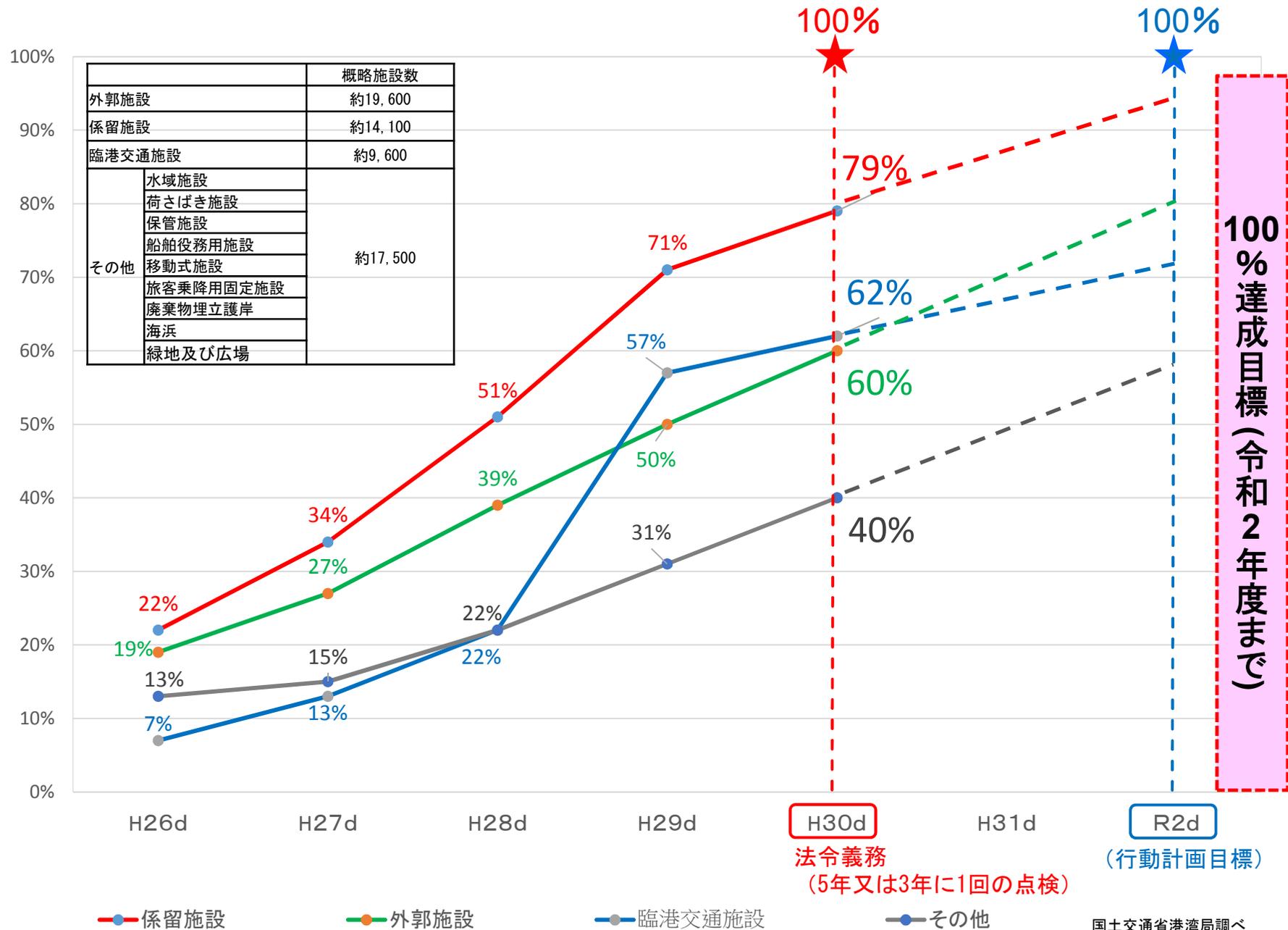
○市区町村施設の未達成率の高い施設は「その他」「係留施設」「廃棄物埋立護岸」「臨港交通施設」。達成率の低い施設は「その他」「外郭施設」「外郭施設」。これらの施設については、改善への取り組みがさらに必要。

○平成30年3月末と翌年の達成率を比べると、都道府県・政令市施設及び市区町村にやや改善がみられるが、「その他」「外郭施設」についてはさらなる改善が必要。

維持管理計画に関する未達成率(平成31年3月末)



点検診断実施状況と推計



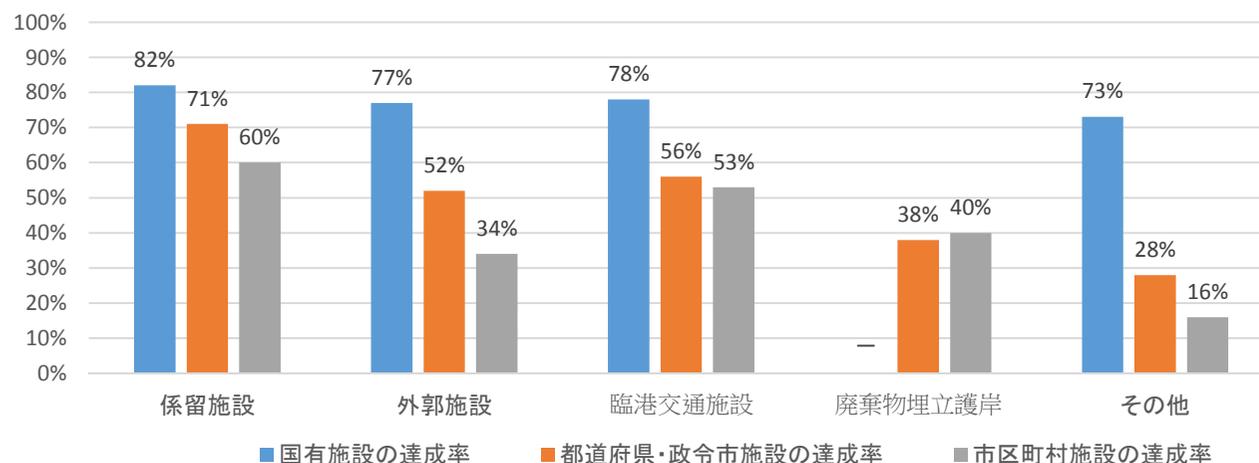
所有者ごと、施設ごとの総数

所有者ごと、施設ごとの総数一覧

施設 所有者	係留施設	外郭施設	臨港交 通施設	廃棄物埋 立護岸	その他（水域施設、 荷さばき施設、旅客 乗降用固定施設、保 管施設、船舶役務用 施設、海浜、緑地、 広場、移動式旅客乗 降用施設）	計	割合
国	1,723	1,325	328	0	1,291	4,667	8%
都道府県・ 政令市 <small>※一部事務組合を含む</small>	10,393	14,500	8,085	185	13,909	47,072	78%
市区町村 <small>※港務局を含む</small>	1,884	3,789	1,151	12	2,030	8,866	14%
計	14,000	19,614	9,564	197	17,230	60,605	100%
割合	23%	32%	16%	1%	28%	100%	

定期点検診断に関する達成状況

定期点検診断に関する達成率(平成30年3月末)



【定期点検診断に関する達成率の特徴】

○平成31年3月末の国有施設の達成率は79～89%である。一方、都道府県・政令市施設の達成率は37～78%、市区町村施設の達成率は26～73%であり、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに達成率の幅が大振れ。

○都道府県・政令市施設の達成率の高い施設は「係留施設」「臨港交通施設」

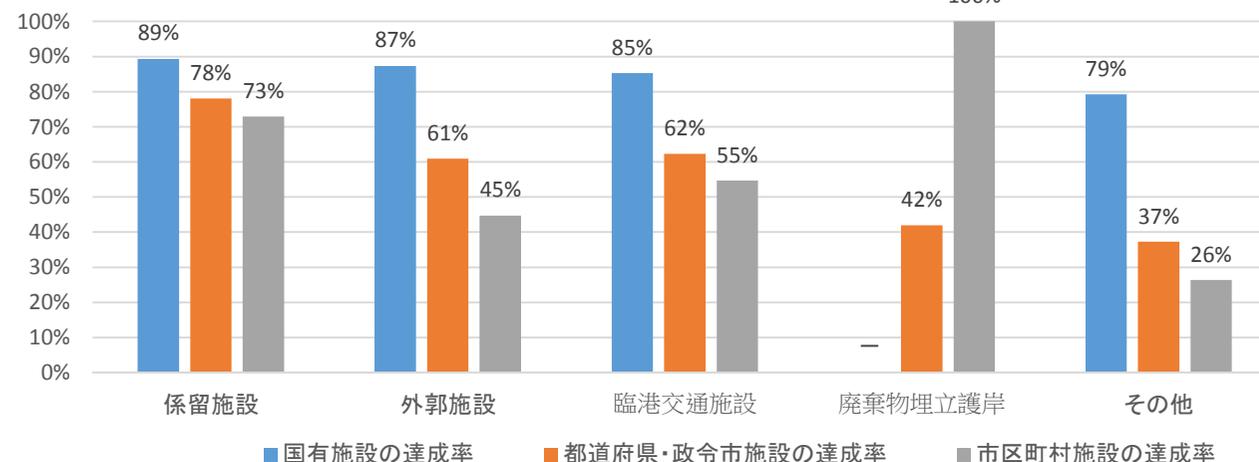
「外郭施設」。達成率の低い施設は「その他」「廃棄物埋立護岸」。

○市区町村施設の達成率の高い施設は「廃棄物埋立護岸」「係留施設」。達成率の低い施設は「その他」

「外郭施設」「臨港交通施設」。これらの施設については、改善への取組みがさらに必要。

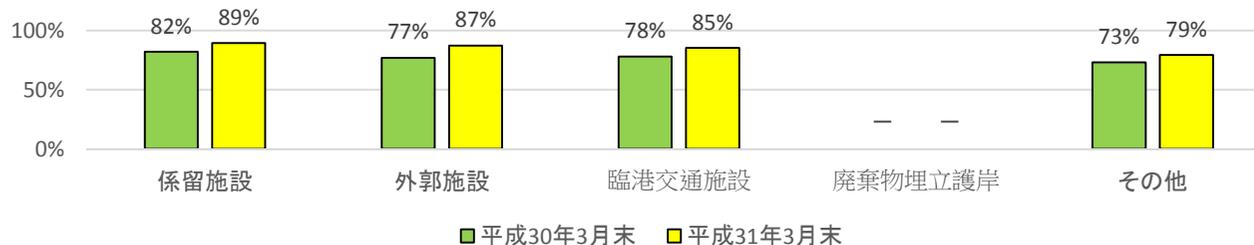
○平成30年3月末と翌年の達成率を比べると、都道府県・政令市施設及び市区町村に改善傾向がみられ、取組みの成果を確認。

定期点検診断に関する達成率(平成31年3月末)

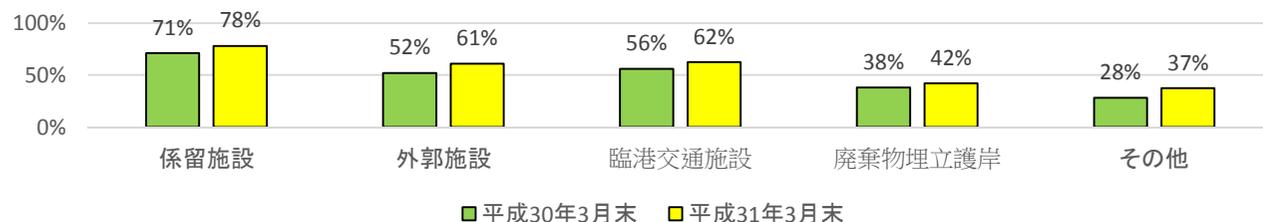


定期点検診断に関する施設ごとの達成状況

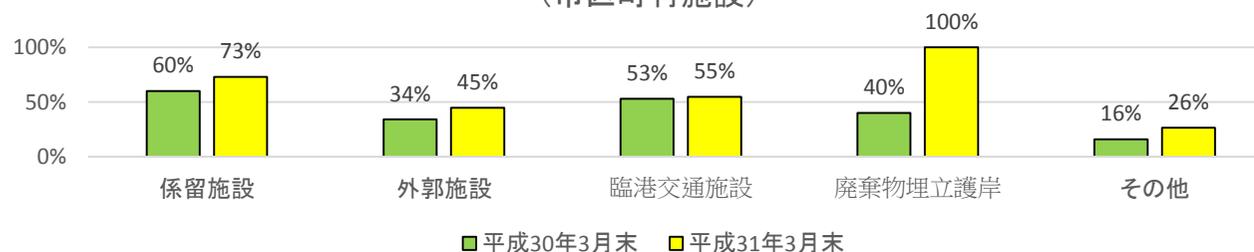
定期点検診断に関する施設ごと達成率のトレンド
(国有施設)



定期点検診断に関する施設ごとの達成率のトレンド
(都道府県・政令市施設)



定期点検診断に関する施設ごとの達成率のトレンド
(市区町村施設)



【定期点検診断に関する達成率トレンドの特徴】

○国有施設の達成率のトレンドは「係留施設」「外郭施設」「臨港交通施設」「その他」各施設ともに改善傾向。

○都道府県・政令市施設達成の達成率のトレンドは「係留施設」「外郭施設」「廃棄物埋立護岸」「係留施設」「廃棄物埋立護岸」「臨港交通施設」「臨港交通施設」「その他」とともに改善傾向。

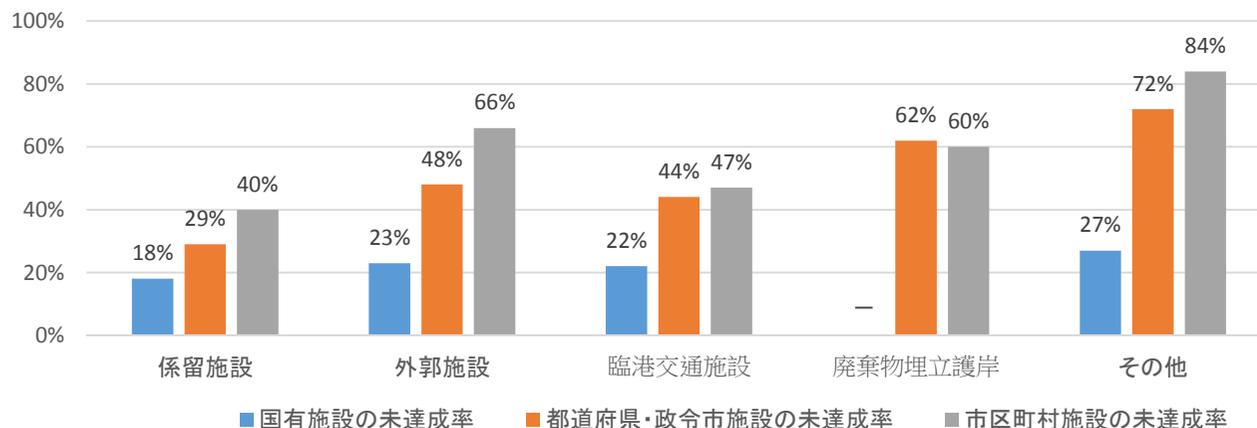
○市区町村施設の達成率のトレンドは「廃棄物埋立護岸」「外郭施設」「その他」で改善傾向。「係留施設」「臨港交通施設」で横這い。

○「その他」の達成率の内、都道府県・政令市施設達成は低位で横這い、市区町村施設は低位で改善傾向。

○「外郭施設」の達成率の内、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに中位で改善傾向。

定期点検診断に関する未達成状況

定期点検診断に関する未達成率(平成30年3月末)



【定期点検診断に関する未達成率の特徴】

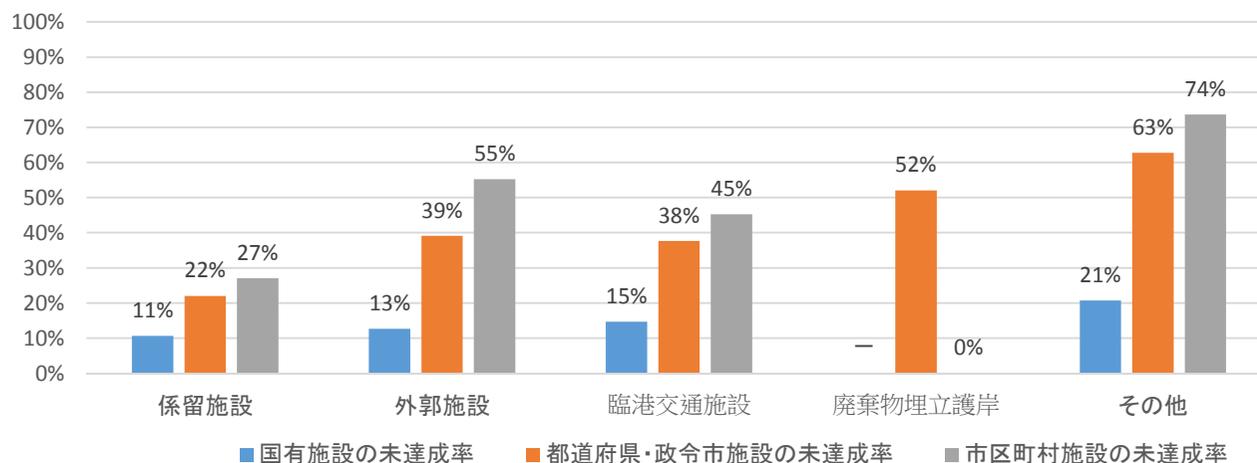
○平成31年3月末の国有施設の未達成率は11～21%。都道府県・政令市施設の達成率は0～63%、市区町村施設の達成率は0～74%であり、都道府県・政令市施設、市区町村施設ともに達成率の幅は大振り。

○都道府県・政令市施設の未達成率の高い施設は「その他」「外郭施設」「臨港交通施設」。これらの施設については、改善への取組みがさらに必要。

○市区町村施設の未達成率の高い施設は「その他」「外郭施設」「臨港交通施設」。これらの施設については、改善への取組みがさらに必要。

○平成30年3月末と翌年を比べると、都道府県・政令市施設及び市区町村にやや改善がみられるが、「その他」「外郭施設」「臨港交通施設」についてはさらなる改善が必要。市区町村施設については「係留施設」も必要。

定期点検診断に関する未達成率(平成31年3月末)



(2) 港湾管理者の維持管理の実態と意向

維持管理計画書策定の実施状況（1）

平成29年度、港湾局は、港湾管理者が管理する港湾法第56条の2の2の規定に基づく「技術基準対象施設」等を対象に維持管理計画書策定の実施状況の把握を行った。

維持管理計画策定率は下記のようなものである。

・施設分類でみると

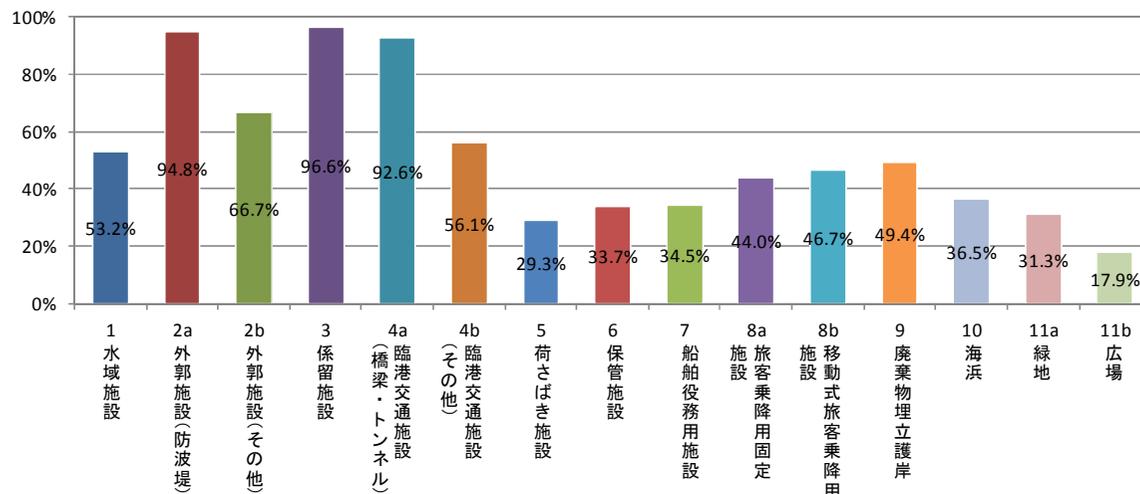
1位：係留施設	96.6%
2位：外郭施設(防波堤)	94.8%
3位：臨港交通施設(橋梁・トンネル)	92.6%
4位：外郭施設(その他)	66.7%
5位：臨港交通施設(その他)	56.1%

制度上、補助対象施設は維持管理計画書の策定率が高い。

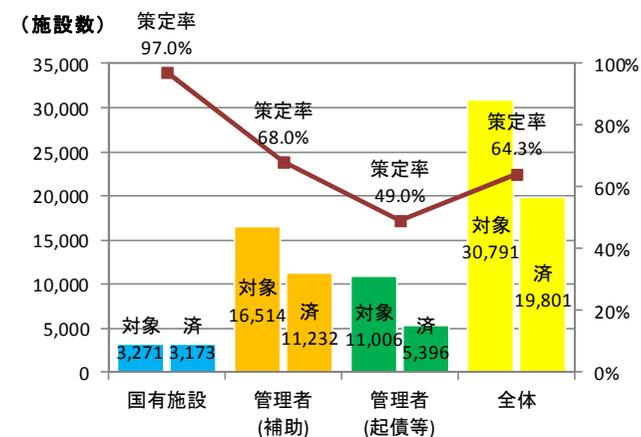
・所有者内訳をみると

国有施設：	97.0%
管理者(補助)：	68.0%
管理者(起債等)：	49.0%

所有者が国有の施設については、維持管理計画書の策定率が高い。



【対象施設数・策定済み施設数・策定率】

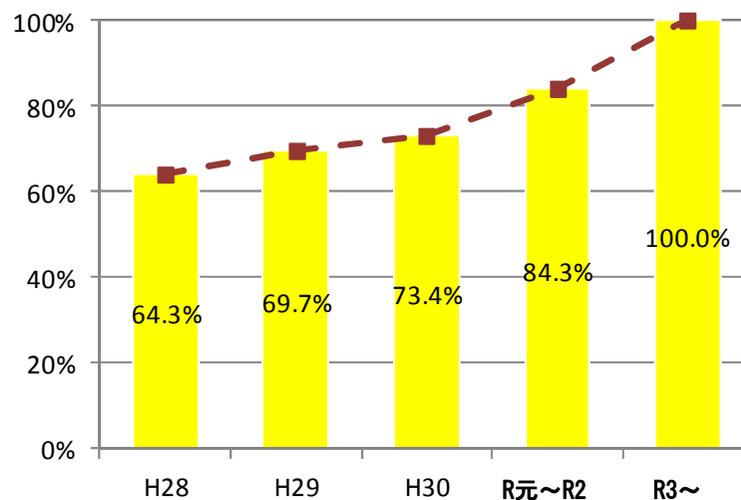


維持管理計画書策定の実施状況（2）

未策定施設に対する今後の策定見込み

・ H. 28	: 64.3%	↑ 5.4%
・ H. 29	: 69.7%	↑ 3.7%
・ H. 30	: 73.4%	↑ <u>10.9%</u>
・ R元～R2	: 84.3%	
・ R3～	: 100.0%	↑ <u>15.7%</u>

インフラ長寿命化計画の目標年である令和2年度までに100%の到達は困難である。
 また、維持管理策定に係る制度や費用、人材等が現状と大きく変わらないのであれば、令和元年度～令和2年度に向けて策定率が大きく変化するとは考えにくい。



維持管理計画書策定の実施状況（3）

維持管理計画書策定に関する具体的な課題・解決策（意見からの考察）

<自由意見とりまとめ>

○約6割が財政上の課題と回答

【キーワード】

・ 財源確保 ・ 調査費用の捻出 ・ 単独予算の確保

⇒財政上の課題は早急な解決が困難

⇒当面の対応策としては、以下の課題解決を図る必要がある

○組織・人材等の課題（約2割）

【キーワード】

・ 直営での実施 ・ 技術職員の不足 ・ 作業量の増加

・ 工学的知見・判断に基づく評価

⇒全ての施設に対して同じレベルでの策定は困難

⇒荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設は策定が進まない施設であるが、各種マニュアルにて「詳細な維持管理計画書の作成方法」が不明

⇒優先順位付けをせざるを得ない

⇒事後保全型の施設もあることから、維持管理計画書の必要性に疑義を感じる

<解決策>（意見からの考察）

* 施設の重要度により維持管理計画書作成内容を分類

* 事後保全的な施設は簡易な維持管理計画策定の実施

* 維持管理計画書作成方法の明確化

点検・診断等の実施状況（1）

平成29年度、港湾局は、港湾管理者が管理する港湾法第56条の2の2の規定に基づく「技術基準対象施設」等を対象に点検・診断等の実施状況の把握を行った。

点検進捗率は下記のようなのである。

・施設分類でみると

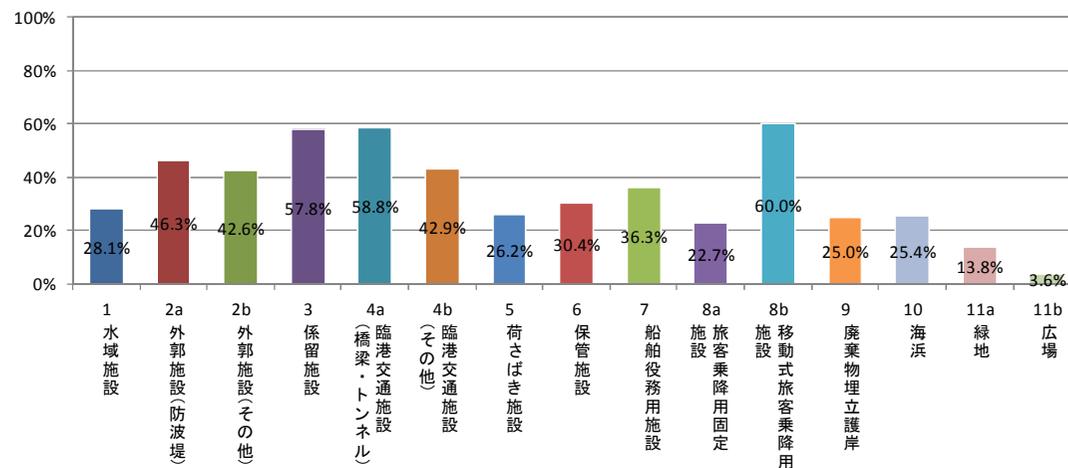
1位：移動式旅客乗降用施設	60.0%
2位：臨港交通施設(橋梁・トンネル)	58.8%
3位：係留施設	57.8%
4位：外郭施設(防波堤)	46.3%
5位：臨港交通施設(その他)	42.9%

平成26年度以降においても、重要な施設において点検の実施率が高い。

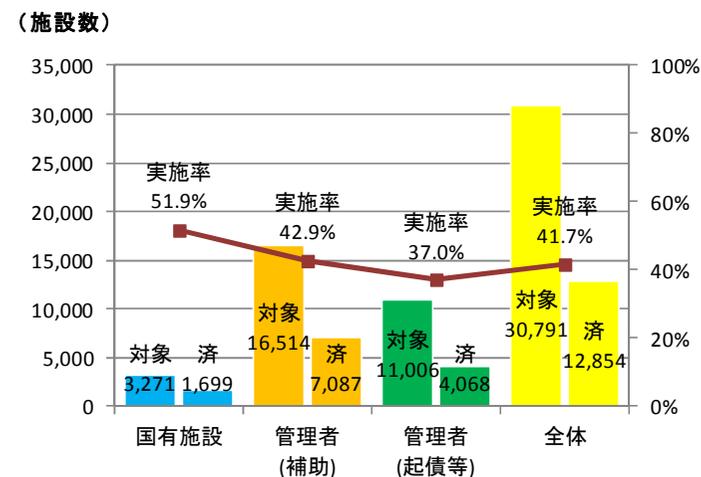
・所有者内訳をみると

国有施設：	51.9%
管理者(補助)：	42.9%
管理者(起債等)：	37.0%

所有者が国有の施設については、点検の実施率が高い。



【対象施設数・点検実施済み施設数・進捗率】

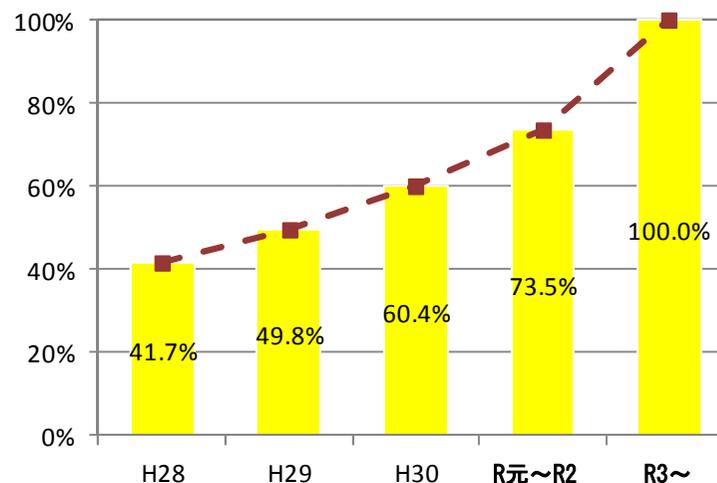


点検・診断等の実施状況（2）

未実施施設に対する今後の実施予定

・ H. 28	: 41.7%	↑ 8.1%
・ H. 29	: 49.8%	↑ 10.6%
・ H. 30	: 60.4%	↑ <u>13.1%</u>
・ R元～R2	: 73.5%	↑ <u>26.5%</u>
・ R3～	: 100.0%	

インフラ長寿命化計画の目標年である令和2年度までに100%の到達は困難である。
 また、点検診断に係る制度や費用、人材等が現状と大きく変わらないのであれば、令和元年度～令和2年度に向けて策定率が大きく変化するとは考えにくい。



点検・診断等の実施状況（3）

定期的な点検診断に関する具体的な課題・解決策（意見からの考察）

＜自由意見とりまとめ＞

○約5割が財政上の課題と回答

【キーワード】

- ・ 厳しい財政状況
 - ・ 点検費用の捻出
 - ・ 予算確保困難
 - ・ 2回目以降の点検
- ⇒財政上の課題は早急な解決が困難
⇒当面の対応策としては、以下の課題解決を図る必要がある

○組織・人材等の課題（約2割）

【キーワード】

- ・ 直営点検の実施
 - ・ 一定水準の技術力確保
 - ・ 職員の専門知識向上
- ⇒荷さばき施設、保管施設は点検診断が進まない施設であるが、各種マニュアルにて「詳細な点検方法(チェックリスト)」が不明
⇒点検施設の優先順位付けをせざるを得ない
⇒港全体での利用頻度を考慮し、優先度が高い施設から実施
⇒点検サイクルと補修サイクルに相違あり
⇒施設によっては点検の必要性に疑義

＜解決策＞（意見からの考察）

- * 施設の重要度により点検内容を分類
- * 事後保全的な施設は簡易な点検診断の実施
- * 評価手法の明確化

港湾管理者の抱える課題を下記に示す。

【維持管理計画策定に関する課題】

規模の小さい施設についても、維持管理計画策定ガイドラインの作成事例を参考に、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれている諸条件等を示す「総論」に、「必要な情報」と「有用な情報」を掲載している場合が多く、そのための労力、費用等を要している。

【定期点検診断に関する課題】

規模の小さい施設についても、例えば、浅い水深の重力式係船岸の点検診断はケーソン一函ごと、矢板式岸壁は上部工1スパンごとで行う場合が多く、そのための労力、費用等を要している。

【共通の課題】

維持管理担当者は、短期間（2～3年程度）で人事異動を伴う場合が多く、しかも少ない要員で、維持管理業務にあたらねばならない。維持管理業務の経験が浅く、しかも少ない人数でも効率的に点検診断、維持管理業務を遂行することのできる支援ツールが望まれている。

(3) 法令に関する現状

港湾法 第56条の2の2 【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】

- ・政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。(第1項)
- ・技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。(第2項)

港湾法施行令 第19条

技術基準対象施設を規定

- ・水域施設
- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・臨港交通施設 等

港湾の施設の技術上の基準を定める省令 第4条 【平成25年11月29日公布、12月1日施行】

- ・技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等(点検に関する事項を含む。)に基づき適切に維持されるものとする。
- ・技術基準対象施設の維持に当たっては、自然状況、利用状況、構造特性、材料特性等を勘案すること。
- ・技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時的点検等に基づく適切な評価を行った上で、適切な維持工事を行うこと。
- ・維持に関し必要な事項を適切に記録・保存すること。

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(省令第2条:設計)

→設計条件、性能照査の方法等

技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示(省令第3条:施工)

→施工計画等の内容等

技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示

【平成26年3月28日公布・施行】

- ・維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準
- ・維持管理計画等は、計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等を定めること
- ・維持管理計画等は、供用期間、維持管理の基本的考え方、損傷・劣化に対する計画的・適切な維持工事を定めることを標準
- ・維持管理計画等は、当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断等の難易度並びに当該施設の重要度等について勘案して定めること

港湾の施設の点検診断ガイドライン

- ・初回点検、日常点検、定期点検、臨時点検等の点検項目及び方法、診断方法の詳細
- ・詳細定期点検の頻度(重要:1回以上/10~15年、通常:供用期間中に1回以上) 等

港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン

- ・点検診断ガイドライン、予防保全型維持管理の考え方を前提とした維持管理計画の構成、策定手順、内容の詳細
- ・係留施設、外郭施設、臨港交通施設等主要施設の維持管理計画書の代表事例を掲載

技術基準対象施設の維持管理計画等の策定

港湾法 第56条の2の2

- ・政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。（第1項）

港湾の施設の技術上の基準を定める省令 第4条

- ・技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む）に基づき、適切に維持されるものとする。（第1項）

維持管理計画等の策定
が必要な施設

技術基準対象施設

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| 1 水域施設 | 5 荷さばき施設 | 9 旅客乗降用固定施設 |
| 2 外郭施設 | 6 保管施設 | 10 廃棄物埋立護岸 |
| 3 係留施設 | 7 船舶役務用施設 | 11 海浜 |
| 4 臨港交通施設 | 8 移動式施設 | 12 緑地及び広場 |

※その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。4～7及び10～12までの施設にあつては港湾施設であるものに限る

■維持管理計画策定の対象施設数

	施設総数	計画策定対象施設数
係留施設	14,057	13,936
外郭施設	19,622	19,241
臨港交通施設	9,566	9,389
廃棄物埋立護岸	197	189
その他	17,525	9,098
全 体	60,967	51,853

■定期点検診断の対象施設数

	施設総数	点検対象施設数
係留施設	14,057	13,936
外郭施設	19,622	19,241
臨港交通施設	9,566	9,389
廃棄物埋立護岸	197	189
その他	17,525	16,084
全 体	60,967	58,839

技術基準対象施設の定期点検診断

港湾法 第56条の2の2

- ・技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通大臣が定める方法により行わなければならない。(第2項)

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示 第4条

- ・定期的な点検診断は5年(当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、3年)以内ごとに行うものとする。(第2項)

【点検頻度】

点検診断の種類		通常点検診断施設	重点点検診断施設
定期点検診断	一般定期点検診断	<u>5年以内ごとに少なくとも1回</u>	<u>3年以内ごとに少なくとも1回</u>
	詳細定期点検診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>供用期間中の適切な時期に少なくとも1回</u> ・ <u>供用期間延長時</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>10～15年以内ごとに少なくとも1回</u> ・ <u>主要な航路に面する特定技術基準対象施設等は、10年以内ごとに少なくとも1回</u>

【実施方法】

- ①一般定期点検診断（目視による点検）
 - ・ 目視により構造物の部材ごとの変状を把握（スケール、点検ハンマ、双眼鏡、クラックスケール等使用）。
 - ・ 電気防食工を施している鋼部材については、電位測定を行うことを標準とする。
- ②詳細定期点検診断（潜水士や調査機材が必要となる等、専門的な点検）
 - ・ 潜水士等により水中部の変状を把握。定量的なデータを得るため、機器等を用いた測定を行う場合がある。
 - ・ 取得データを分析することで、変状の原因やその進行の程度を推測できる。

【維持管理計画等策定】法令の考え方

【維持管理計画等策定】基準省令及び維持告示の考え方

出典等	内容
港湾の施設の技術上の基準を定める省令 第4条第1項	技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき適切に維持されるものとする」としているが、維持管理計画等の“等”とは、維持管理計画を定めることを標準としているが、維持管理計画に準じるその他の適切な方法を“等”としている。
技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示 第2条第4項	維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等について、勘案するものとする。

【維持管理計画等策定】技術上の基準・同解説の考え方

出典等	内容
港湾の施設に関する技術上の基準・同解説 【共】第2章 技術基準対象施設の建設、改良または維持 76ページ	（2）維持管理計画等とは、当該施設を計画的かつ適切に維持管理するために定めるものであり、維持管理計画書の形で明確化して定めることを標準的な方法とするが、これに準じるその他の適切な方法によってもよい。 ただし、この場合においても、当該施設を適切に維持することが目標であるから、維持管理計画書に定められた事項を実質的に網羅する必要がある。
港湾の施設に関する技術上の基準・同解説 【共】第2章 技術基準対象施設の建設、改良または維持 76ページ	（6）維持管理計画においては、一連の維持管理の基本的な手順に沿って、当該施設の維持管理レベルに応じた点検診断計画及び維持工事等の方法、内容、時期、頻度、手順等を明示するものとする。 維持管理計画書は、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件をとりまとめた総論、点検診断計画、総合評価、維持補修計画等から構成されることを標準とする。

【維持管理計画等策定】ガイドラインの考え方

【維持管理計画等策定】ガイドラインの考え方

出典等	内容
港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン 36ページ	<p>[本文] 総論は、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を示すものとする。</p> <p>【解説】 維持管理計画に示す施設の維持管理を行う上で必要または有用な情報について、表3-3.1の事項を参考にすることができる。 全ての項目を網羅する必要はなく施設の種類や構造形式に応じて選定し、表等にして示してよい。ここでの有用な情報とは、維持補修計画を策定する際に有用となる情報を示している。</p>

【定期点検診断】港湾法及び維持告示の考え方

出典等	内容
港湾法 第五十六条の二の二 2項	技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通大臣が定める方法により行わなければならない。
技術基準対象施設の維持 に関し必要な事項を定め る告示 第4条第1項～4項	第四条 技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。 2 技術基準対象施設の定期的な点検診断は、五年（当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、三年）以内ごとに行うものとする。 3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。 4 技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

【定期点検診断】ガイドラインの考え方

出典等	内容
港湾の施設の点検診断 ガイドライン 10ページ	(2) 技術基準対象施設の定期点検診断は、5年以内ごとに行わなければならない。ただし、当該施設の損壊が、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設にあつては、3年以内ごとに行うものとする。 (3) 定期点検診断のうち、詳細定期点検診断については、施設の重要度等を勘案して、その頻度を適切に定めるものとする。

(4) ガイドライン等に関する現状

時期	港湾施設の維持管理に関する話題	備考
平成19年3月	港湾の施設の技術上の基準を定める省令（改正）	性能照査型設計の導入
	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（制定）	維持管理計画策定の義務化、 専門家の関与を規定
平成19年7月	港湾の施設の技術上の基準・同解説（改訂）	
平成19年10月	港湾の施設の維持管理技術マニュアル	
平成19年10月	港湾の施設の維持管理計画書作成の手引	
平成20年11月	海洋・港湾構造物維持管理士資格制度の創設	
平成20年12月	港湾の施設の維持管理計画書作成の手引（増補改訂版）	
平成21年11月	港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（2009年版）	
平成22年3月	東日本大震災	
平成24年2月	社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 [結果に基づく勧告]	
平成24年12月	笹子トンネル天井板崩落事故	
平成25年1月	社会資本の老朽化対策会議の設置	
平成25年3月	社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置	
平成25年10月	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置	
平成25年11月	インフラ長寿命化基本計画	
平成26年5月	国土交通省インフラ長寿命化計画 [行動計画]	
平成25年3～7月	港湾施設の集重点検	
平成25年6月	港湾法 改正	点検の義務化
平成25年11月	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 改正	
平成26年3月	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示 改正	
平成26年5月	インフラ長寿命化基本計画の目標達成に向けた行動計画	
平成26年6月	港湾の施設の技術上の基準・同解説（部分改訂）	
平成26年7月	港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成30年6月 一部変更）	
	特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン	
	港湾荷役機械の点検診断ガイドライン	
平成27年1月	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録制度	
平成27年4月	港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン	
平成28年3月	港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン	
平成30年4月	港湾の施設の技術上の基準を定める省令（改正）	
	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（改正）	
平成30年7月	港湾の施設の維持管理技術マニュアル(改訂版)	
	港湾コンクリート構造物補修マニュアル	

書籍名	概要	刊行年月	発行機関	点検診断	総合評価	維持補修	維持管理計画書
港湾の施設の点検診断ガイドライン	第1部 総論では、技術基準対象施設の点検診断の頻度及び方法等の考え方を定め、第2部 実施要領では、港湾施設の施設毎の点検診断実施要領をまとめたガイドライン。	平成26年7月（平成30年6月一部変更）	国土交通省港湾局	◎			

【ガイドラインの構成】

第1部 総論

総則

- 点検診断計画の策定
- 点検診断の基本的考え方
- 劣化度の判定及び性能低下度の評価の方法
- 点検診断の結果及び性能低下度の評価結果の記録
- 専門技術者の活用
- 教育・研修
- 点検診断に関する新技術の活用

【入手方法】

国土交通省ホームページにアクセス。港湾施設の維持管理／ガイドライン等
 ホームページアドレス http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html
 無料でダウンロード可能。

【ガイドラインの構成】

第2部 実施要領

- 第1編 水域施設
- 第2編 外郭施設
- 第3編 係留施設
- 第4編 臨港交通施設
- 第5編 その他施設

添付資料 点検診断様式
 参考資料 劣化度の判定事例

書籍名	概要	刊行年月	発行機関	点検診断	総合評価	維持補修	維持管理計画書
港湾の施設の維持管理計画作成ガイドライン	第1部 総論では、港湾の施設の維持管理計画に定める基本的事項、方法を定め、第2部 作成事例では、港湾施設の維持管理計画の作成事例をとりまとめたガイドライン。	平成27年 4月	国土交通省港湾局				◎

【ガイドラインの構成】

第1部 総論

総則

維持管理計画の概要

維持管理計画書の内容

参考資料

【入手方法】

国土交通省ホームページにアクセス。港湾施設の維持管理／ガイドライン等

ホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/common/001087609.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/001087612.pdf>

無料でダウンロード可能。

【ガイドラインの構成】

第2部 作成事例

作成事例① 直杭式横棧橋

作成事例② 矢板式係船岸

作成事例③ ケーソン式係船岸

作成事例④ ケーソン式防波堤

作成事例⑤ 矢板式護岸

作成事例⑥ 臨港交通施設（橋梁：PC箱桁橋）

作成事例⑦ 臨港交通施設（沈埋トンネル）

作成事例⑧ 水域施設（航路及び泊地、係船浮標）

作成事例⑨ 緑地

作成事例⑩複数の施設を取りまとめる維持管理計画書

書籍名	概要	刊行年月	発行機関	点検診断	総合評価	維持補修	維持管理計画書
港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（増補改訂版）	平成19年4月に改訂された「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」を受け、技術基準対象施設の維持管理計画書の標準的な構成と内容、代表的な構造形式について、具体的な記載事項、検討事項、配慮事項等に解説を加えた維持管理計画策定の手引き書。	平成20年12月	（一財）港湾空港建設技術サービスセンター				◎

【手引きの構成】

第1編 港湾の施設の維持管理計画の概要

第2編 維持管理計画書（標準型）の作成事例とその解説

係留施設（横棧橋）、係留施設（矢板式係船岸）、係留施設（重力式係船岸）
外郭施設（重力式防波堤）、水域施設（泊地）、臨港交通施設（PC箱桁橋）

第3編 維持管理計画書（共通指針準拠型）の作成事例とその解説

維持管理計画書（共通指針準拠型）について

共通指針（案）、維持管理計画書（共通指針準拠型）

参考資料 維持管理計画書作成のための現地調査について

【入手方法】

（一財）港湾空港建設技術サービスセンター に購入申し込み
ホームページアドレス <https://www.scopenet.or.jp/main/>
定価（本体5,714円＋消費税）

書籍名	概要	刊行年月	発行機関	点検診断	総合評価	維持補修	維持管理計画書
港湾の施設の維持管理技術マニュアル(改訂版)	平成30年5月に改訂された「港湾の施設の技術上の基準・同解説」との整合性を図りながら、点検診断、評価、対策等の港湾の施設の維持管理に関する最新情報を盛り込み、とりまとめたマニュアル。	平成30年7月	(一財)沿岸技術研究センター	◎	◎	◎	

【マニュアルの構成】

総則

維持管理の方法

港湾の施設の変状傾向と維持管理

港湾の施設の点検診断とその評価

調査技術

変状進行予測

対策の種類と選定

記録

付録

【入手方法】

(一財)沿岸技術研究センターの書籍販売のコーナーにアクセスし、購入申し込み

ホームページアドレス <http://book.cdit.or.jp/>

定価 (本体10,000円+消費税)

(5) 指定管理者制度を導入した港湾施設の現状

指定管理者制度を導入した港湾施設（1）

指定管理者制度について

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共団体等に限定されていた（管理委託制度）が、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日公布、同年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられた。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。

北九州港の事例

【概要】

港湾施設の運営管理及び性能維持について、より一層の効率化、利用者サービスの向上を図り、港の利用の促進を図るため、指定管理者制度を導入する。

【対象施設】

門司地区に所在する港湾施設（国有港湾施設、港湾保安施設等を除く）

【対象業務】

（1）管理運営に関する主な業務

- ・港湾施設の使用許可に関する業務（申請書の受付・使用料の算定・納付書の発送等）
- ・施設の維持管理に関する業務（警備・清掃・し尿処理・除草剪定等）
- ・利用調整に関する業務（利用者間の調整、要望及び苦情等への対応）

（2）性能維持に関する教務

- ・機械設備の性能維持に関する業務（ガントリークレーン・可動橋等）
- ・電気設備の保守点検に関する業務（受電設備等）

指定管理者制度を導入した北九州港の港湾施設

港湾施設の内容		北九州港 全体	門司地区 (指定管理者制度先行導入)
係留施設	岸壁	170バース	84バース
	物揚場・船揚場	87ヶ所	50ヶ所
臨港交通施設	道路	330路線	153路線
	橋梁	16ヶ所	12ヶ所
荷さばき施設	荷役機械 (ガントリークレーン)	10基	7基(太刀浦CT)
	荷さばき地	161ヶ所	80ヶ所
	上屋	38棟	28棟
保管施設	野積場	76ヶ所	29ヶ所
港湾環境整備施設	緑地	44ヶ所	23ヶ所

東京都指定管理者制度導入施設一覧

（令和元年7月10日現在）

局名	施設名	団体名	指定期間		
				～	
港湾局	晴海客船ターミナル外4施設	東京港埠頭株式会社	H28.4.1	～	H33.3.31
	竹芝客船ターミナル	東京港埠頭・テレポートセンターグループ	H28.4.1	～	H33.3.31
	竹芝ふ頭船舶給水施設外6施設	東京港埠頭株式会社	H28.4.1	～	H33.3.31
	品川ふ頭外貿岸壁外3施設	東京港埠頭株式会社	H29.4.1	～	H34.3.31
	中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）	東京港埠頭株式会社	H29.11.1	～	H34.3.31
	東京都立東京港野鳥公園	東京港野鳥公園グループ	H28.4.1	～	H35.3.31
	東京都立若洲海浜公園	若洲シーサイドパークグループ	H25.4.1	～	H32.3.31
	東京都立大井ふ頭中央海浜公園外14公園	アメニス海上南部地区グループ	H28.4.1	～	H35.3.31
	東京都立辰巳の森海浜公園外6公園	東京港埠頭株式会社	H28.4.1	～	H35.3.31
	東京都立お台場海浜公園外11公園	東京臨海副都心グループ	H28.4.1	～	H38.3.31
	東京都立葛西海浜公園	公益財団法人 東京都公園協会	H30.4.1	～	H33.3.31
	東京都八丈島空港	八丈島空港ターミナルビル株式会社	H28.4.1	～	H33.3.31
	二見漁港岸壁外9施設	小笠原島漁業協同組合	H28.4.1	～	H33.3.31

(6) 他の法令で点検が義務づけられている施設の現状

他の法令で点検が義務づけられている施設（１）

維持管理計画に準じるものとして扱うことができる基準等及び参考にする資料等（１／４）

港湾施設名 (大分類)	港湾施設名(小 分類)	維持管理計画に準じる基準等	参考にする資料等(点検診断に関する資料を含む)
水域施設	航路		・港湾の施設の維持管理技術マニュアル(財団法人 沿岸技術研究センター、平成19年10月)
	泊地		
	船だまり		
外郭施設	防波堤	・海岸保全施設維持管理マニュアル～堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案～(農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課、平成26年3月) ※1	・港湾の施設の維持管理技術マニュアル
	防砂堤		・堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(国土交通省水管理・国土保全局、平成24年5月)
	防湖堤		・河川用ゲート設備 点検・整備・更新検討マニュアル(案)(国土交通省総合政策局建設施工企画課、平成20年3月)
	導流堤		
	水門		
	閘門		
	護岸		
	堤防		
突堤		・河川ポンプ設備 点検・整備・更新検討マニュアル(案)(国土交通省総合政策局建設施工企画課、平成20年3月)	
係留施設	岸壁	・機能保全計画策定の手引き(案)(水産庁漁港漁場整備部、平成24年10月) ※2、※3	・港湾の施設の維持管理技術マニュアル
	係船浮標		・港湾鋼構造物防食・補修マニュアル(2009年版)(財団法人 沿岸技術研究センター、平成21年11月)
	係船くい		・PC棧橋技術マニュアル(2010年版)(財団法人 沿岸技術研究センター、平成22年9月)
	棧橋		・格点ストラット工法技術マニュアル(財団法人 沿岸開発技術研究センター、平成12年9月)
	浮棧橋		・ジャケット工法技術マニュアル(財団法人 沿岸開発技術研究センター、平成12年1月)
	物揚場		・ジャケット工法技術マニュアル(財団法人 沿岸開発技術研究センター、平成12年1月)
	船揚場		・L型ブロック係船岸技術マニュアル(財団法人沿岸技術研究センター、平成18年3月)
	・ゴム防舷材の維持管理ガイドライン(改訂版)(一般財団法人 沿岸技術研究センター、平成25年3月)		
	・附属物(標識、照明設備等)の点検要領(案)(国土交通省道路局国道・防災課、平成22年12月)		

注：表中の青文字は法令を示す。

※1 海岸保全施設の堤防と護岸を対象とするが、コンクリート構造である胸壁の堤体工にも適用することができる。離岸堤、砂浜、水門等に関しては、同マニュアルの考え方に準拠しつつ、同マニュアルに示されている各指針等を参考に適切な維持管理を実施する。

※2 機能保全計画は、「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)」に基づいて作成する。

※3 水産基盤施設のうち、外郭施設、係留施設、輸送施設(道路及び橋に限る)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る)、増殖場(消波施設等、中間育成施設に限る)及び養殖場(消波施設等、区画施設に限る)のほか、それに付帯する施設(水門等の機械類を含む)についても機能保全計画に記載することを標準とする。

他の法令で点検が義務づけられている施設（2）

維持管理計画に準じるものとして扱うことができる基準等及び参考にすることができる資料等（2/4）

港湾施設名 (大分類)	港湾施設名 (小分類)	維持管理計画に準じる基準等	参考にすることができる資料等(点検診断に関する資料を含む)
臨港交通施設	道路(舗装)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)(国土交通省 道路局、平成25年4月) 	・港湾の施設の維持管理技術マニュアル
			・舗装の調査要領(案)(国土交通省 国道・防災課、平成25年2月)
			・舗装標準示方書 2007年制定(社団法人 土木学会、平成19年3月)
	道路(沈埋工法によるトンネル)		・舗装設計施工指針 平成18年度版(社団法人 日本道路協会、平成18年2月)
			・港湾の施設の維持管理技術マニュアル
			・道路トンネル定期点検要領(国土交通省 道路局、平成26年6月)
			・沈埋トンネル技術マニュアル(改訂版)(財団法人 沿岸開発技術研究センター、平成14年8月)
			・道路トンネル維持管理便覧(社団法人 日本道路協会、平成5年11月)
	駐車場		・附属物(標識、照明施設等)点検要領(国土交通省道路局 国道・防災課、平成26年6月)
			・舗装の調査要領(案)
	橋梁		・駐車場法
			・港湾の施設の維持管理技術マニュアル
鉄道及び軌道	・道路橋定期点検要領(国土交通省道路局、平成26年6月)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道に関する技術上の基準を定める省令 ・軌道建設規程 ・鉄道構造物設計標準・同解説(財団法人 鉄道総合技術研究所) 		
運河	・港湾の施設の維持管理技術マニュアル		
ヘリポート	<ul style="list-style-type: none"> ・空港内の施設の維持管理指針(国土交通省 航空局、平成26年4月) 		

注：表中の青文字は法令を示す。

他の法令で点検が義務づけられている施設（3）

維持管理計画に準じるものとして扱うことができる基準等及び参考にすることができる資料等（3／4）

港湾施設名 (大分類)	港湾施設名 (小分類)	維持管理計画に準じる基準等	参考にすることができる資料等(点検診断に関する資料を含む)	
荷さばき施設	固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械		・港湾荷役機械の点検診断ガイドライン(国土交通省港湾局、平成26年7月)	
			・経年クレーンの特別査定指針(日本クレーン協会規格、1102-2007)	
			定期自主検査指針(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く)(高圧ガス保安協会、平成23年10月)	
			定期自主検査指針(コンビナート等保安規則関係(スタンド関係を除く)(高圧ガス保安協会、平成23年6月)	
			・引き込みクレーン式アンローダ保守点検基準(港湾荷役機械化協会、昭和54年)	
			・コンテナクレーン保守点検基準(港湾荷役機械化協会、昭和55年)	
	荷さばき地			・コンテナクレーン保守点検表(港湾荷役機械化協会、昭和58年)
				・クレーン等安全規則
				・消防法
				・火薬類取締法
・高圧ガス保安法				
・危険物の規制のに関する政令				
・危険物の規制のに関する規則				
・火薬類取締法施行規則				
・一般高圧ガス保安規則				
・液化石油ガス保安規則				
保管施設	上屋		・冷凍保安規則	
			・コンビナート等保安規則	
	倉庫			・放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律
				・放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律施行令
	野積場 貯木場 貯炭場			・建築基準法
				・建築基準法
				・倉庫業法
				(荷さばき地を参考にすることができる)
				(係留施設のエプロンを参考にすることができる)
	危険物置場			(荷さばき地を参考にすることができる)
(荷さばき地を参考にすることができる)				
・倉庫業法				
・消防法				
・高圧ガス保安法等				
貯油施設			・火薬類取締法	
			・危険物の規制のに関する政令	
			・危険物の規則に関する規則	
貯油施設			・倉庫業法	
			・消防法	
			・高圧ガス保安法等	

注：表中の青文字は法令を示す。

他の法令で点検が義務づけられている施設（４）

維持管理計画に準じるものとして扱うことができる基準等及び参考にする資料等（４／４）

港湾施設名 (大分類)	港湾施設名 (小分類)	維持管理計画に準じる基準等	参考にする資料等(点検診断に関する資料を含む)
船舶役務用 施設	船舶のための 給水施設		・ 水道法
	給油施設及び 給炭施設		・ 消防法
	船舶修理施設 並びに船舶保 管施設		—
旅客乗降用 固定施設及 び移動式旅 客乗降用施 設	旅客乗降用固 定施設及び移 動式旅客乗降 用施設		・ 建築基準法
			・ 高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に対する法律
			・ 立体横断施設技術基準・同解説（社団法人 日本道路協会、昭和54年1月）
廃棄物埋立 護岸	廃棄物埋立護 岸		・ 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律
			・ 廃棄物処理法施行令
			・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
			・ 管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成20年8月）
海浜	海浜		・ 海岸保全施設維持管理マニュアル ※4
			・ 港湾緑地の植栽・施工マニュアル（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成11年5月）
緑地及び広 場	緑地及び広場	・ 公園施設長寿命化計画策定 指針(案)（国土交通省都市局 公園緑地・景観課、平成24年 4月）	・ 港湾緑地の植栽・施工マニュアル
			・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省、平成26年6月）
			・ 遊具の安全に関する規準（社団法人 日本公園施設業協会、平成26年6月）

注：表中の青文字は法令を示す。

※4 海岸保全施設の堤防と護岸を対象とするが、コンクリート構造である胸壁の堤体工にも適用することができる。離岸堤、砂浜、水門等に関しては、同マニュアルの考え方に準拠しつつ、同マニュアルに示されている各指針等を参考に適切な維持管理を実施する。